

2023 年 10 月 6 日

令和国民会議（令和臨調）

より良い未来を築く財政運営の実現に向けて
—長期財政推計委員会と政策プログラム評価委員会の創設—
要 旨

はじめに 将来世代への責務

持続的に発展するより良い日本を引き継ぐという将来世代への責務を果たすためには、長期的な視点に立った政策・財政運営が重要です。また、少子高齢化と人口減少が進み、将来への不安が漂うなか、財政の持続可能性について客観的で信頼できる情報を知ることは国民の権利でもあります。そのためには、複数世代をカバーする長期にわたる財政状況（政府の歳入・歳出の収支や国の債務残高など）を中立的な組織が予測することが必要です。

さらに、成長戦略や社会保障制度など、国民生活や経済・社会に大きな影響を与える政策（以下、こうした施策や事業の集合体を「政策プログラム」という）は、予算も多額に上っており、当初の期待通りの効果（アウトカム）があったかどうかを事後に総合的に評価し、政策の抜本的な見直しにつなげる必要があります。

そこで令和臨調は、①長期財政推計委員会（仮称）を国会に設置すること、②政策プログラム評価委員会（仮称）を行政政府に設置することを提案します。

長期財政推計委員会（仮称）

（独立した組織による長期的財政予測の必要性）

現在政府（内閣府）は「中長期の経済財政に関する試算」で 10 年間の経済・財政予測を公表していますが、その前提となる経済成長率は政府にとっての政策目標でもあり、楽観的となる傾向が指摘されているほか、複数世代にわたる長期予測の情報が示されていない現状では、将来世代のことに想像力が及ばず、現世代の利益を過度に重視した政策が選ばれてしまうバイアスから逃れられません。

財政状況や社会保障制度などの長期的な客観的予測が、信頼できる中立的な組織から公表されれば、国民が将来の生活を考える上でも非常に有用な情報になります。財政に関する情報を分かり易く伝えることは、国会・政府が国民に対して説明責任を果たすことになります。国債市場にとっても、こうした情報は重要な判断材料となり、投資家の信認の確保、市場安定にも寄与するはずで

(長期財政推計委員会の基本的な機能)

- ① 財政収支、国の債務残高および国民の税・保険料の負担等について、複数の世代にわたる長期の推計期間（たとえば今後 30 年間程度）で予測する。
- ② 将来世代の負担率や歳出余力などについて、持続可能性の観点から評価する。
- ③ 今後の国民生活や経済・社会に大きな影響を与える政策変更・導入の影響を財政面から予測し、国会での議論に供する。

こうした機能を果たすため、長期財政推計委員会には各種の統計や客観的な情報を各府省から収集する権能が必要です。

(長期財政推計委員会の組織)

令和臨調は、行政から独立し、党派性のない中立的な長期財政推計委員会を、国会に置くことを提案します。長期財政推計委員会の情報提供により、国会は客観的・中立的な情報を得て長期の視点から政策を議論できるようになるはずです。

長期財政推計委員会は、常勤の数名で構成し、アカデミア・実務家等の外部の専門人材を選任すること、また、その事務局にも、外部の専門人材を登用して専門的かつ新しい知見を取り込むことを提案します。

政策プログラム評価委員会（仮称）

(政策プログラム評価の必要性)

行政による政策評価は、個々の政策や事業を細かく点検する点では一定の役割を果たしていますが、重要な政策分野の諸施策や事業を総合的に評価する政策プログラム評価は十分に行われていません。また、各府省による自己評価の場合、評価対象となる政策の必要性自体を客観的に検証することは、既存の業務の自己否定につながりかねないため難しい面があります。さらに、現在の評価は政策実行の結果（アウトプット）に偏りがちで、その政策がどこまで課題を解決したかという有効性（アウトカム）には十分踏み込めていない問題もあります。

一方、会計検査院は国の決算について会計経理の適正性を検査し、その結果から個々の政策や制度の是正を求めることがありますが、政策プログラムの総合的な評価と是正にまでは踏み込めていません。

独立した政策プログラム評価委員会があれば、こうした現状を大きく改善でき、EBPM（客観的な根拠に基づく政策形成）を実践することにもつながります。

(政策プログラム評価委員会の基本的な機能)

- ① 国民生活・経済・社会に重大な影響のある、多額の予算を使う政策プログラムを選定し、評価する。

- ② 政策目標は達成できたか、客観情勢に変化はないか、現時点でも最善の内容となっているかなどを、必要があれば政策目標の妥当性も含め、検証する。
- ③ 必要な場合には、制度などの抜本的是正を政府に勧告し、徹底したフォローアップを行う。

政策プログラム評価委員会には、各種の統計や客観的な情報を各府省から収集する権能と政府に対する法律に基づく勧告権が必要です。

(政策プログラム評価委員会の組織)

令和臨調は、政策プログラム評価委員会を国家行政組織法第3条に基づくいわゆる三条委員会（外局）として設置することを提案します。

委員会のトップおよび構成員は常勤の数名程度とし、アカデミア・実務家等外部の専門人材が望ましく、事務局には、行政府内の機能の重複を整理した上で政策評価に精通した人材を投入するとともに、半数程度は外部の専門人材を招聘するべきと考えます。

おわりに

将来世代への責務を果たし、より良い日本の未来を築く財政運営を実現していくためには、長期財政推計委員会と政策プログラム評価委員会が独立性を確保し、徹底した情報公開と国民との対話等により、委員会の信頼性を高めていくことが望ましいと考えます。